

大和郡山市「転入・定住・家族の絆応援助成金」制度を ご利用の皆さまへ

奈良信用金庫で新たに住宅ローンをご利用いただける場合、
本来の金利からさらに年▲0.1%低い金利を適用させていただきます。

気持ちの
プレゼント

また、住宅ローン取組みの際に、
図書カード(500円分)をプレゼントいたします。

(奈良信用金庫ホームページ受付特典▲0.1%をご利用の場合、
重複してのご利用はいただけません。)

助成金制度については、
大和郡山市のホームページまたは、
大和郡山市役所でご確認ください。

お問い合わせは・・・

大和郡山市役所 企画政策課まで
電話 0743-53-1151(内線241・232)
平日 午前8:30～17:15

大和郡山市 転入・定住・家族の絆応援助成金

大和郡山市では平成26年4月1日から、若い世代の持ち家取得による転入・定住者に助成金を交付します。

助成金の内容

- 1世帯につき、20万円分の市内所得減額。市内の約3000世帯で利用できます。また、最終取得した時の手取りが5万円分の加算されます。
- 2世帯 転入することにより、5年間継続にも利用については、10万円分の加算されます。転入と定住が、同一世帯に適用。または市内の約1000世帯に適用することになります。

申請方法

申請期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日

お問い合わせ先：大和郡山市役所 企画政策課
電話：0743-53-1151
受付時間：平日 午前8:30～17:15

大和郡山市・奈良信用金庫は
若い方の持ち家取得による
転入・定住を応援いたします。

奈良信用金庫のホームページから「転入・定住・家族の絆応援助成金」制度に関する情報を検索した様子。メニューには「転入・定住」が選択されています。

「転入・定住・家族の絆応援助成金」制度

大和郡山市では平成26年4月から、若い世代の転入・定住を支援し、家族の絆の再興を図るために、「転入・定住・家族の絆応援助成金」制度がはじまりました。

制度概要

- 対象期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日までの間に大和郡山市に転入し、5年以上定住する方
- 大和郡山市内に住宅を新築または購入し、上記期間内に所有権を登記している方(共有名義の場合は、持分率が1/3以上の方)
- 転入日において、年齢が65歳以下の方
- 助成金の交付申請時において、申請者およびその世帯員に税務上の滞納がない方
- 申請者およびその世帯員が、過去に半助成金の交付を受けていない方

(注)「世帯」とは、配偶者を、申居住者・分譲マンションをいいます。また、正副・副・世帯主および同居を別し、利用上の独立性を有するものに限り、また、

助成内容

大和郡山市が交付する市内所得減額20万円を交付します。(市内の約1000世帯で利用できます)

市営住宅の申込みも優遇されます。1人につき5万円分の加算があります

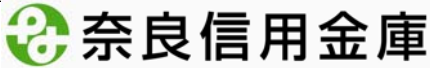
3世帯制新築申請で3割が交付となる場合は、10万円分の加算があります

- 大和郡山市
- 本店 営業部 0743-54-3111
 - 小泉 支店 0743-52-0505
 - 筒井 支店 0743-56-5450
- 生駒市
- 生駒 支店 0743-74-1011

- 奈良市
- 学園前支店 0742-45-4567
 - 奈良 支店 0742-26-8111
 - 富雄 支店 0742-45-4401
- 生駒郡
- 龍田川支店 0745-45-1311

- 大宮 支店 0742-33-1771
 - こどの支店 0742-63-3117
 - 尼ヶ辻支店 0742-41-2454
- 天理市
- 天理 支店 0743-62-3006

ローンのお問い合わせは…
ならしんの各店まで



ならしん

大和郡山市 転入・定住・家族の絆応援助成金

大和郡山市の人口規模と人口構造を適切に維持し、地域の活性化と家族の絆の再生を図るために。

大和郡山市では平成26年4月1日から、
若い世代の持ち家取得による
転入・定住者に助成金を交付します。



助成金の内容

1世帯につき、**20万円分**の市内共通商品券。(市内の約300店舗で利用できます。)
また、義務教育終了前のお子様ひとりにつき**5万円分**が**加算**されます。

さらに 転入することにより、三世帯同居等になる方については、**10万円分**が**加算**されます。

三世帯同居等とは? → 親と子と孫等が、同一の住宅に同居、または市内の別の住宅に居住することをいいます。

<p>Point 1 1世帯につき 20万円分の商品券</p>	<p>Point 2 義務教育終了前のお子様ひとりにつき 5万円分加算!</p> <p>+5万円</p>	<p>さらに… Point 3 三世帯同居等になる方は 10万円分加算!</p>	<p>対象は、 平成25年10月1日～ 平成28年3月31日 申請及び交付は、 平成26年4月1日から</p>
--	---	---	---

対象の方

※下記の要件を全て満たす方が対象です。

- 平成25年10月1日から平成28年3月31日までの間に大和郡山市に転入し、5年以上定住する方。
- 住宅を**新築**または**購入**し、**上記の期間内に所有権を登記**している方。
(共有名義の場合は、持分が2分の1以上の方)
- 転入日において年齢満**40歳以下**の方。
- 助成金の交付申請時において申請者及びその世帯員に税等の滞納がない方。
- 申請者及びその世帯員が、過去に本助成金の交付を受けていない方。

※「住宅」とは、新築住宅、中古住宅、分譲マンションをいいます。
また、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものに限りです。

問合せ・受付窓口

大和郡山市役所 企画政策課
(市役所 2階・窓口番号 203番)

電話：**0743-53-1151**
(内線 241・232)

受付時間：午前 8 時 30 分から
午後 5 時 15 分まで
(土日祝日を除く)

申請方法について〈申請書類〉

- ◎ ☆助成金交付申請書
- ◎ ☆誓約書
- ◎ 世帯全員の住民票（続柄の記載されたもの）
- ◎ ☆承諾書
- ◎ 住宅の平面図（コピー可）
- ◎ 三世帯同居等が確認できる戸籍謄本、住民票
（三世帯同居等による加算がある場合のみ）
- ◎ 住宅の登記事項証明書

※その他に市長が必要と認める書類を提出いただく場合があります。

※☆印の書類は、市ホームページからダウンロードしていただくか、企画政策課で配布しているものをご利用下さい。

助成金 Q & A

Q 平成26年4月に転入し、いったん賃貸アパートに入居した後、平成26年7月にマンションを購入し、転居しました。このような場合、助成の対象となりますか？

A この制度は、新築または購入した住居に転入してきた世帯が対象となるため、上記のケースは対象となりません。

Q 共有名義の住宅の場合、申請者は誰になりますか？

A 持分割合が2分の1以上の方が申請してください。例えば、夫（2分の1）と妻（2分の1）の共有名義の場合は、どちらか1名が申請してください。

Q 転入した時点の年齢は、夫が42歳、妻が36歳で、住宅の持ち分割合は、2分の1ずつですが、助成の対象となりますか？

A 妻が申請者となり、他の要件を満たしていれば対象となります。

Q 転入した日はいつになりますか？ また、住宅を取得した日はいつになりますか？

A 転入した日は、転入の届出による住民票の異動日とします。また、住宅を取得した日は、住宅を不動産登記した日とします。

Q 大和郡山市内在住の親が自分の名義で住宅を新築し、市外に住む子どもが転入した場合は対象となりますか？

A 対象者は、転入者かつ住宅の取得者（登記名義人）であるため、対象となりません。

Q 現在、大和郡山市内に親が住んでいますが、新しく家を建て替えて二世帯住宅にする予定です。子どもが市外から転入し、親と一緒に同居する場合は対象となりますか？

A 住宅を新築し、所有権を登記したのが転入してきた子どもで、要件を満たしていれば対象となります。

Q いつまでに申請するのですか？

A 住宅取得の日（登記日）と転入した日のうち、後となる日から2年以内に申請してください。2年を過ぎた場合は申請資格が失われます。

Q 助成金の交付を受けた後、都合により3年後、市外へ転出することになりました。このような場合はどのようなのでしょうか？

A この助成金は、本市における定住人口の増加を目的としています。5年以内の転出となると目的と異なることとなりますので、既に交付を受けた市内共通商品券に相当する金額を返還していただくこととなります。

——— その他詳細については、企画政策課にお問合せください。 ———